

八王子市地域消火器配備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震発生時に予想される同時多発的火災、または平常時火災に対し、市民の協力による初期消火を促進し、被害の拡大防止を図るため八王子市が設置する消火器の配備基準及び管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の消火器とは、八王子市が地域に設置する消火器で、強化液消火器の容量にあつては、薬液2.0リットル以上、粉末消火器にあつては薬剤3.5キログラム以上の消火器をいう。

(配備区域)

第3条 消火器の配備区域は市内全域とする。

(配備基準)

第4条 火災危険度の高い地域（東京都が公表している、地震に関する地域危険度測定調査における火災危険度2以上の地域）については、概ね30世帯に1本、その他の地域については概ね80世帯に1本の割合で配備する。

(設置方法)

第5条

- (1) 消火器は、地震による倒壊の影響を受けない場所で、道路に面し目立ちやすく容易に使用できる場所に設置する。
- (2) 通行その他の障害にならないように設置する。
- (3) 消火器は格納箱におさめ、破損および盗難の防止を図る。

(設置場所の承諾と移動)

第6条

- (1) 市は、消火器を設置しようとするときは、その設置場所の所有者に対し、地元町会等と協力しながら承諾を得るものとする。また、その所有者が設置場所を移動しようとする場合、あらかじめ市に連絡するものとする。
- (2) 市は、前項について連絡があったときは、速やかに新しい設置場所を定めるものとする。

(維持管理)

第7条

- (1) 市は、第5条の規定により設置した消火器が、常に使用できるよう、適切に当該消火器の維持及び管理を行うものとする。
- (2) 市は、前項の維持及び管理に当たっては、消火器内の薬剤の消費、破損及び紛失等が

ないよう努めるとともに、その連絡に関し市民の協力を得るものとする。

(3) 市は、前項の連絡を受けたときは、ただちに必要な措置を講ずるものとする。

(4) 不要となった消火器について、安全面について十分確認ができた場合は、地域の防災訓練に使用できるものとする。

(賠償)

第8条 市は、故意、過失により消火器（格納箱も含む）に損害を与えた者に対し、ただちに原形回復させ、これに要する費用を賠償させるものとする。ただし、市がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りではない。

(必要な事項)

第9条 この要綱に定めがないものについては、別途定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する